

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

札幌市長 秋元 克広

記

1. 契約担当部局

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当）

- ・ 住 所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階
- ・ 電話番号：011-211-3077

2. 入札に付する事項

(1) 事業名

（仮称）新スケート・カーリング場整備事業

(2) 事業場所

札幌市東区栄町885番地1

(3) 事業期間

契約締結日から令和12年（2030年）11月29日まで

(4) 事業対象施設

本事業の事業対象施設は、以下の施設から構成される。

- ア 札幌市スポーツ交流施設
- イ （仮称）新スケート・カーリング場
- ウ 付帯施設（駐車場、外構等）

(5) 事業内容

設計施工一括方式（DB方式）による（仮称）新スケート・カーリング場整備に係る設計、施工及び工事監理業務

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式によるものとする。

3. 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、以下に示すとおりとする。

予定価格：10,200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、複数の企業から構成される企業グループであることとし、設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）から構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、全ての構成企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。また構成企業のうち、建設企業から1者を代表企業と定めることとし、代表企業は、応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る入札参加者と関連する企業の全ての調整等の責任を負うこととする。

(2) 入札参加者共通の参加資格

入札参加者の構成企業は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。（手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき入札参加資格者名簿の登録を受けている者は除く）
- ウ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 入札参加表明書の提出期限の日から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 単独又は他の入札参加者の構成企業として、複数の提案をしていないこと。

キ 他の入札参加者の構成企業と資本面（※1）又は人事面（※2）において一定の関連のある者でないこと。

（※1）当該企業等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者。以下同じ。

（※2）代表権を有する役員が当該企業等の代表権を有する役員を兼ねている者。以下同じ。

ク 本事業に関する「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である株式会社長大、はげのき法律事務所及びこれらの者と資本面又は人事面において一定の関連のある者でないこと。

ケ 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。

(3) 入札参加者の業務別の参加資格

入札参加者の構成企業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において一定の関連のある者同士が実施してはならない。

なお、各企業の参加資格要件にて規定される、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加表明書の提出期限日の前日から起算して20日前の日までに次のとおり競争入札参加資格審査を申請すること。

- 申請先
札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話番号：011-211-2152
- 申請に必要な書類の入手方法
上記申請先で交付するほか、下記の本市ホームページからダウンロード可能。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ア 設計企業の参加資格要件

設計企業は、以下に示す（ア）～（エ）の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者が以下の（ア）～（エ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）～（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」に登録されていること。

（イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

（ウ）設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

（エ）以下に示すa及びbの要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。ただし、下記aとbの要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが済んでいるもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

- a. 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事に係る実施設計

b. 寒冷地（※）における公共施設の新築工事に係る実施設計

※ 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（最終改正：令和6年6月28日国土交通省告示第975号）別表第10」に示される「地域の区分1」～「地域の区分3」を指す。以下同じ。

イ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、以下に示す（ア）～（エ）の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも代表企業が以下の（ア）～（エ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）～（ウ）の要件を満たすこと。

- （ア）令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、工種「建築」で登録されており、当該工種登録の際に客観的事項について算定された点数（客観的評定値）が1,200点以上であること。
- （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- （ウ）建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、配置する監理技術者等は以下に示す全ての要件を満たすものとし、事業者選定後の変更は原則として認めない。
 - a. 一級建築施工管理技士、一級建築士、又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - b. 入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - c. 監理技術者として配置される者にあつては、建設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- （エ）以下に示すa及びbの要件を満たす工事について元請として施工実績を有すること。ただし、下記aとbの要件は、それぞれ別の施工実績によるものでもよい。なお、当該施工実績は平成23年4月1日以降に工事が完了し、引き渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。）であること。
 - a. 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設又は500席以上の観客席を有する劇場、演芸場、観覧場等の建物の新築工事
 - b. 寒冷地における公共施設の建物の新築工事

ウ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、以下に示す（ア）～（エ）の全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者が以下の（ア）～（エ）の全ての要件を満たし、その他の者は、（ア）～（ウ）の要件を満たすこと。

- （ア）令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」に登録されていること。
- （イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- （ウ）工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を配置できること。
- （エ）以下に示すa及びbの要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。ただし、下記aとbの要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。

なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが進んでいるものであること。

- a. 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事の実施設計又は工事監理
- b. 寒冷地における公共施設の新築工事の実施設計又は工事監理

5. 入札手続等

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、本市のホームページで公表する。

(2) 入札説明書等への質問等の受付及び回答の公表

入札説明書等への質問等の受付及び回答の公表を次のとおり計2回行う。

ア 受付期間

(ア) 参加資格に関連する事項

令和8年4月1日（水）～4月15日（水）午後3時必着

(イ) 上記以外

令和8年5月27日（水）～6月3日（水）午後3時必着

イ 受付方法

様式集で定める質問書（様式1-1）に記入のうえ、添付ファイルにて「6. 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。

電子メールで質問を送付後、「6. 問い合わせ先」まで質問書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とする。

ウ 回答の公表

参加資格に関連する事項については令和8年4月28日（火）までに、それ以外の事項については令和8年6月24日（水）までに、本市ホームページにおいて掲載し、公表する。

（回答内容を掲載する本市のホームページのURL）

https://www.city.sapporo.jp/sports/sisetsu/skate-curling/jigyosya_sentei/nusatsutetsuzuki.html

エ その他

質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則公開とする。なお、本市は、提出のあった質問等のうち必要と判断した場合には、質問等の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知は、次のとおり実施する。

ア 受付期間

令和8年5月11日（月）～5月21日（木）午後3時必着

イ 受付方法

様式集で定める入札参加表明書及び入札参加資格確認書類等を「6. 問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。

持参の場合は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等とすること。

ウ 結果通知

令和8年6月2日（火）までに確認結果を各入札参加者の代表企業へ通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

エ その他

結果通知により参加資格がないと認められた者は、本市に対し、令和8年6月16日（火）までに入札参加資格がないと認められた理由を問う書面（任意様式）を「6. 問い合わせ先」へ持参又は郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

(4) 現地見学及び既存施設見学の実施

現地見学及び既存施設見学について、入札参加資格審査書類提出者を対象に次の期間に受け付ける。

ア 受付期間

令和8年5月11日（月）～9月9日（水）午後3時必着

イ 受付方法

様式集で定める現地見学等申込書（様式1-3）に記入のうえ、添付ファイルにて「6. 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。

電子メールで申込書を送付後、「6. 問い合わせ先」まで現地見学等申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とする。

ウ 実施日

日時等の詳細は、申込書の提出者へ個別に連絡する。

エ その他

現地見学は、敷地内及びつどーむ内、既存施設見学は、美香保体育館、月寒体育館、札幌市カーリング場を対象とする。

現地見学については、受付期間内に複数回実施することも可能とする。

(5) 入札説明書等に係る個別対話の実施

入札説明書等に係る個別対話について、入札参加資格審査書類提出者を対象に次のとおり計2回実施する。

ア 受付期間

(ア) 1回目

令和8年5月11日（月）～5月21日（木）午後3時必着

(イ) 2回目

令和8年6月24日（水）～6月29日（月）午後3時必着

イ 受付方法

様式集で定める個別対話申込書（様式1-2）に記入のうえ、添付ファイルにて「6. 問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。

電子メールを送信後、「6. 問い合わせ先」まで個別対話申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とする。

く) 午前8時45分～午後5時15分(受付期間の最終日は午後3時まで)とする。

ウ 実施日(日時等の詳細は、申込書の提出者へ個別に連絡する。)

(7) 1回目

令和8年5月27日(水)～5月28日(木)

(イ) 2回目

令和8年7月2日(木)～7月3日(金)

(6) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、「5.(7)ア 受付締切」までに様式集で定める「入札辞退届」を提出すること。

(7) 入札書及び技術提案書の受付・ヒアリング

入札参加者は、様式集に定める入札書及び技術提案書等を本市に提出すること。

なお、入札参加者から提出された技術提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、技術提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

ア 受付締切

令和8年9月30日(水) 午後3時必着

イ 提出方法

「5.(3)イ 受付方法」に同じ。

ウ ヒアリング

入札参加者に対し、令和8年11月上旬(予定)にヒアリングを行う。なお、日時や場所等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対して本市より通知する。

(8) 開札

入札書の開札は、本市において、以下のとおり行う。

ア 日時・場所

令和8年9月30日(水)

時間及び場所等の詳細は、開札日の7日前までに、各入札参加者の代表企業に対して本市より通知する。

イ 実施方法

(ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要領における委任状(開札の立会)(様式4-5)を当日持参することとする。

(イ) 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。開札場には、入札参加者、その代理人又は立会職員及び入札事務に関係のある本市職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。

(ウ) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

- (エ) 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書を替えることとする。
- (オ) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (カ) 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - a. 公正な執行を妨げようとした者
 - b. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (キ) 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。
- (ク) 当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

6. 問い合わせ先

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当）

- ・住所：〒060-0002
札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階
- ・電話番号：011-211-3077
- ・電子メールアドレス：sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp

7. その他

(1) 議会の議決

本市は、事業の実施にあたり、契約について議会の議決を必要とする。なお、議案の否決や修正により、本事業の実施が不可能となった場合には、本事業を中止又は変更する場合がある。

(2) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札保証金 要

入札に参加しようとする者は、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額。以下同じ。）の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。

入札保証金に代わる担保や保証の額等については、本市HPに掲載の「工事における入札保証の取扱試行要領」に準じて取り扱う。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/00siko_1.pdf

(4) 契約保証金 要

保証金額は、事業契約書（案）第6条のとおりとする。

(5) 入札の無効

ア 「4. 入札参加資格」で示す入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定及び公表

提案内容及び価格を総合的に評価した結果、最も評価の高い者を落札者として決定し、通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

(8) その他

本公告にかかる詳細は入札説明書による。

また、本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

8. Summary

(1) Name of Project

Construction service for the New Skating and Curling Facility

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

May 21 (Thu) , 2026, 3:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project Proposals

September 30 (Wed) , 2026, 3:00 p.m.

(4) Contact point for the notice

Sports City Promotion Section, Sports Affairs Department, Sports Affairs Bureau, City of Sapporo

9F ORE Sapporo Bldg., Kita 2-jo, Nishi 1-chome 1-7, Chuo-ku, Sapporo 060-0002, JAPAN

TEL: 011-211-3077

Email: sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only.